

サービス等利用計画(障害児支援利用計画)作成の流れ

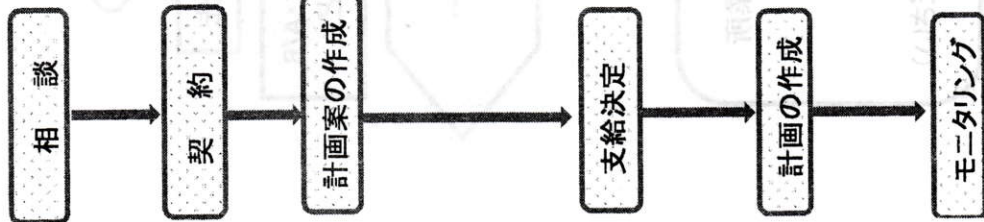
福祉事務所から「サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案)提出依頼書」を受け取り、相談支援事業所にお持ちください。

計画案の作成は、原則として家庭訪問をして生活状況を把握させて頂いた上で進めていきます。計画案の内容は、保護者・本人の意向を聞き取る中で、適切な支援方法等について話し合いをしながら決めていきます。

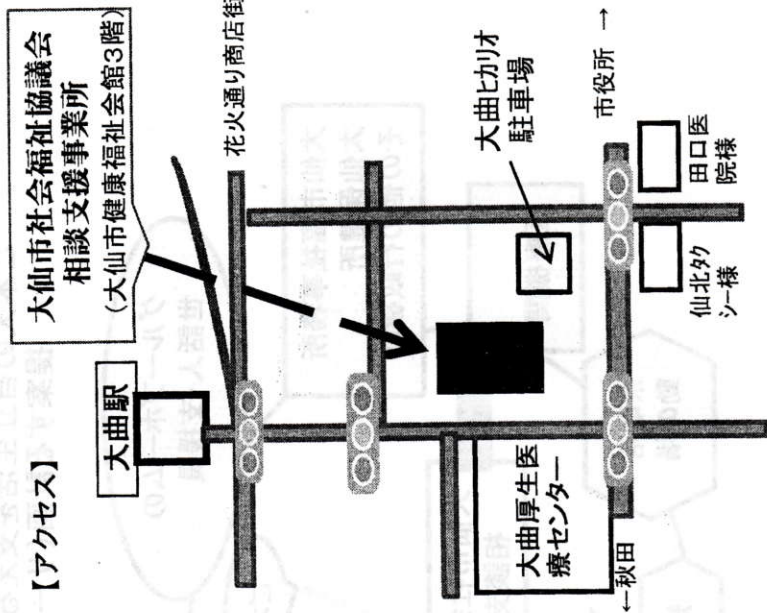
作成された計画案を参考に福祉事務所が障害福祉サービスの種類・支給量などを決定します(受給者証が交付されます)

支給決定された障害福祉サービスの内容に沿って、計画案の修正が行われ、「サービス等利用計画(障害児支援利用計画)」の最終案が作成されます。

あらかじめ設定されたモニタリング時期に、相談支援事業所がサービスの利用状況を確認し、適宜、計画の見直しを行います。



【アクセス】



社会福祉法人

大仙市社会福祉協議会

相談支援事業所
ヒカリオ

特定相談支援事業
障害児相談支援事業

ご案内

大仙市社会福祉協議会相談支援事業所

〒014-0027

大仙市大曲通町1番14号

(大仙市健康福祉会館3階)

TEL 0187 (63) 0277

FAX 0187 (62) 8008



相談支援事業とは

障がい者(児)・ご家族からの相談に応じて障害福祉サービスをはじめ、必要な情報提供や助言などを行う事業所です。ご本人の生活全体のプランやサービス等利用計画の作成などを通じて、ご本人の自立生活支援を、地域のさまざまな繋がりを活用しながら展開していきます。

(基本事業)

・基本相談
日常生活で困っていることの相談や、各種障害福祉サービスの利用案内など、さまざまな相談をお受けします。

(計画相談)

障がい者(児)が障害福祉サービスを利用する際に、障害者総合支援法(児童福祉法)に基づく「サービス等利用計画(障害児支援利用計画)」を作成し、一定期間ごとにモニタリング(評価・見直し)を行います。

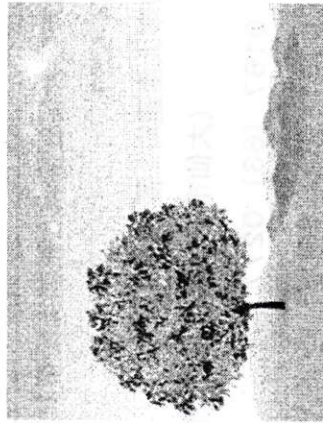
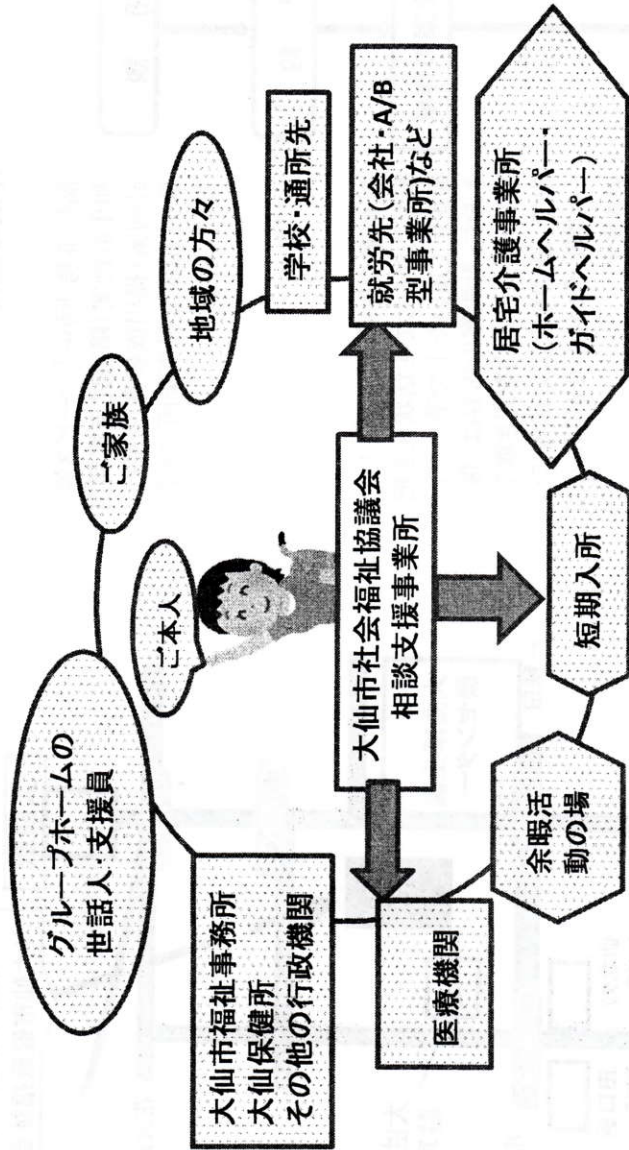
利用できる方は

大仙市にお住まいの身体障害者(児)知的障害者(児)精神障がい者及びそのご家族の方など

費用

基本相談は無料です。計画相談については、サービス利用料金に相当する給付金を受領(市役所)する場合は、自己負担はかかりません。

ご本人の自立生活を支えるネットワークを提案する計画(サービス等利用計画)を通じて考えていきます!!



大仙市社会福祉協議会相談支援事業所

TEL 0187 - 63 - 0277

FAX 0187 - 62 - 8008

(事業所の所在地は裏面をご覧ください)